

議第46号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市中京区壬生東高田町1番地の15」を「京都市中京区壬生仙念町30番地」に改める。

第2条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業

第3条第2項第1号中「第4号まで」の右に「及び第7号」を加える。

別表中「第2条第3号」の右に「及び第7号」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市こころの健康増進センターにおいて新たに障害児相談支援事業を行うこととする等の必要があるので提案する。